

新庁舎整備基本計画

平成21年11月

豊島区

目 次

はじめに	1
第 1 章 新庁舎整備の基本方針	
1. 区民自治の拠点機能の確立	
(1) 効率的な行政運営が可能な新庁舎	2
(2) 区民交流の場としての新庁舎	2
(3) 区民に開かれた議会機能を備えた新庁舎	2
2. 防災拠点機能の強化	
(1) 災害に強い新庁舎	2
(2) 災害と同時に機動力を発揮できる新庁舎	2
3. 区民サービスの向上	
(1) 窓口機能が充実した新庁舎	3
(2) だれもが利用しやすい新庁舎	3
4. 環境保全・自然エネルギーの利用	
(1) 永く使い続けることができる新庁舎	3
(2) 環境対策の先導となる新庁舎	3
第 2 章 基本的条件	
1. 位 置	4
2. 市街地再開発事業による整備	
(1) 敷地概要	5
(2) 都市計画南池袋二丁目 A 地区地区計画の概要【抜粋】	6
(3) 都市計画南池袋二丁目 A 地区第一種市街地再開発事業の概要【抜粋】	7
(4) 都市計画で想定する建築物のイメージ	7
3. 庁舎の規模	
(1) 規模設置の基本条件	8
(2) 庁舎の全体規模	9

第3章 施設整備計画	
1. 動線計画	
(1) 外部からのアプローチ	11
(2) 建物内部の動線計画	11
2. 建物に求められる機能	
(1) 安全・安心の確保	11
(2) 効率性の追求	12
(3) 環境・景観への配慮	13
3. 個別空間（ゾーン）計画	
(1) 個別空間の構成	15
(2) ゾーン別計画	18
(3) その他のスペース	33
第4章 今後のスケジュール	34
資料編	
1. 資金計画	36
2. 新庁舎整備の検討経過	39

はじめに

新庁舎問題は、長年にわたって区政の大きな課題でありました。

昭和 36 年に建設された本庁舎の老朽化は著しく、また、窓口は 6 か所に分散し、早期の取り組みを必要とするなか、昨年 9 月に南池袋二丁目地区の市街地再開発事業で新庁舎を整備するとした「新庁舎整備方針」がまとまり、新庁舎の実現に向けて大きく踏み出しました。

本年 4 月には、区民の目線から新庁舎について検討した「庁舎サービス等検討区民ワークショップ」から、新庁舎に向けた区民サービスのあり方などについて、多くのご提案をいただくとともに、現状の窓口サービスの利用状況や事務スペース調査を実施し、新庁舎の必要面積を検証し、庁舎室内プランを検討してまいりました。

このたび、これらのご提案や検討結果をもとに、「新庁舎整備基本計画」を策定しました。この基本計画は、区庁舎としての建物の機能や、窓口、災害対策センター、区議会、事務室など庁舎を構成する主要なスペースの整備にあたっての考え方を整理し、建物の設計を行う上で、必要な事項を中心にまとめたものです。

この基本計画の内容は、今後の基本設計、実施設計で具体化し、新庁舎の「器」の部分に反映していきます。「器」の「中味」にあたる業務システムやサービス方法などの改善計画については、別途お示ししたいと考えています。

また、新庁舎整備は、区の様々な事業改善の好機ととらえております。とりわけ、区民サービスについては、本庁舎と地域の区施設との役割分担等を再度見直す機会でもあると考えております。技術革新が著しい I T 技術等を利用し、庁舎の内外を問わず、区民の皆様にとって便利な手続き等の方法を別途検討していきます。

新庁舎の完成にあわせて、様々な分野で自治体としてのレベルアップを図れるよう、取り組んでいくとともに、早急に取り組めるものについては、新庁舎の完成を待つまでもなく実施していきます。

新庁舎の完成までには、様々な検討事項が山積しています。今後もそれぞれの検討段階の節目節目で、区民の皆様にご検討結果をお示しし、ご意見等をいただきながら進めてまいります。引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1章 新庁舎整備の基本方針

1. 区民自治の拠点機能の確立

庁舎は、区の象徴であり、自治の中心拠点である。総合的かつ効率的な行政運営が可能となる庁舎機能、区民参加と区民協働の場など、区民活動の拠点機能、区民に開かれた議会機能を高める。

(1) 効率的な行政運営が可能な新庁舎

新庁舎は、来庁者の利便を最重点に整備するとともに、将来の組織の変化にも柔軟に対応できる効率的なつくりとする。

(2) 区民交流の場としての新庁舎

新庁舎は、開放的で交流を育むつくりとし、低層階には、様々な人の交流が図れ、情報が活発に行き交う場をつくる。

(3) 区民に開かれた議会機能を備えた新庁舎

新庁舎は、議会活動が十分発揮できる機能を充実させるとともに、区民にとって身近な議会となるよう、議会施設の充実を図る。

2. 防災拠点機能の強化

災害時には、防災の中核部門（防災本部階）だけではなく、庁舎全体が防災拠点となることを前提としなければならない。災害時に損壊しないよう、庁舎の耐震性能の強化など、安全確保はもとより、諸機能が維持できる設備面での十分な対策が必要である。発災と同時に活動を開始できる本部室機能や災害情報システムを整備し、防災拠点機能の強化を図る。

(1) 災害に強い新庁舎

新庁舎の耐震性能を十分確保するため、免震工法や制震工法の検討を行うとともに、ライフラインが途絶えた場合の電気設備等のバックアップ機能を整備する。

(2) 災害と同時に機動力を発揮できる新庁舎

平常時と非常時とで効率的に空間を有効活用し、発災時には即時に災害対策の中核として機能が果たせるよう整備する。

3. 区民サービスの向上

迅速で正確なサービスの提供に向け、分散している本庁機能を集約するとともに、ITを活用し、窓口の総合化や相談機能の充実を図る。

また、ユニバーサルデザインに配慮して、区民の利便性・安全性の高い庁舎をめざす。

(1) 窓口機能が充実した新庁舎

ワンフロアを広く確保し、区民利用が多い申請や相談業務の窓口を集約するとともに、ITを積極的に活用し、区民ができるだけ庁舎内を歩かずに効率的に用件を済ませることができる便利な窓口を実現する。

(2) だれもが利用しやすい新庁舎

高齢者や障害者、子育て中の方など、来庁する区民のだれもが、安心して目的の場所へ迷うことなく行けるよう、ユニバーサルデザインに配慮した庁舎を実現する。

4. 環境保全・自然エネルギーの利用

新庁舎では、建物の耐久性を向上させ、建物本体と設備等を分離するなど、将来のリニューアルが容易な構造にして100年建築を実現する。

また、地球環境に配慮した区の先導的・シンボリックな施設とするため、新しい緑化技術や自然エネルギーを最大限利用するとともに、省エネルギー・省資源型の庁舎をめざす。

(1) 永く使い続けることができる新庁舎

耐久性に優れた建物構造を採用するとともに維持管理や更新が容易となるシステムや設備機器の導入に努め、永く使い続けることができる庁舎を実現する。

(2) 環境対策の先導となる新庁舎

太陽光・太陽熱の利用、地域冷暖房の導入、自然換気の活用や雨水利用による水循環システムの導入など環境対策を積極的に進める。

また、新庁舎のステップ状の屋上部分を緑化し、区民に開放して親しまれる空間づくりを行うなど、新庁舎を環境庁舎として、広く発信し、環境対策の面で最高水準をめざす。

第2章 基本的条件

1. 位置

計画地は、池袋駅東口の東南約 570m の場所に位置し、東京メトロ有楽町線「東池袋駅」、同副都心線「雑司が谷駅」、都電荒川線「都電雑司ヶ谷駅」・「東池袋四丁目駅」などの駅が利用でき、交通利便性の高い地区である。

計画地の北東は、サンシャインシティや東池袋四丁目市街地再開発事業地区につながり、商業・業務機能の集積が著しい副都心エリアが広がっている。また、計画地の東側に接して、幅員 30m の都市計画道路環状 5-1 号線の開通が予定されており、新たな副都心の拠点として将来性が高い地域である。

■ 周辺図



2. 市街地再開発事業による整備

新庁舎は、区の所有する旧日出小学校跡地などを区域内に含む南池袋二丁目A地区市街地再開発事業で整備する計画である。南池袋二丁目45番街区と46番街区を一体化し、都市再開発法に基づく組合施行による市街地再開発事業を施行区域内の地権者とともに行い、その建物の一部を新庁舎として取得する。旧日出小学校等の土地・建物の資産で新たな床の一部に権利変換するが、不足する面積分の床は購入して確保する。

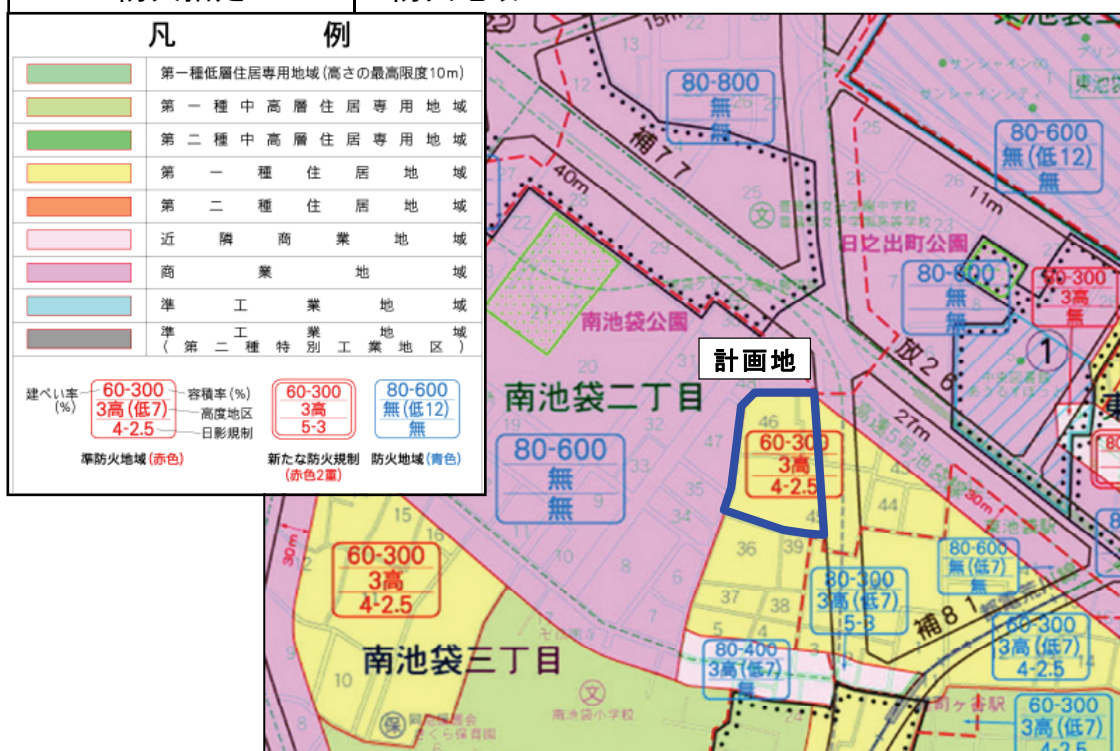
計画地は、計画的に再開発を進めるため、再開発等促進区を定める地区計画と第一種市街地再開発事業等が都市計画決定されている。

(1) 敷地概要

計画地の概要は下表のとおりである。

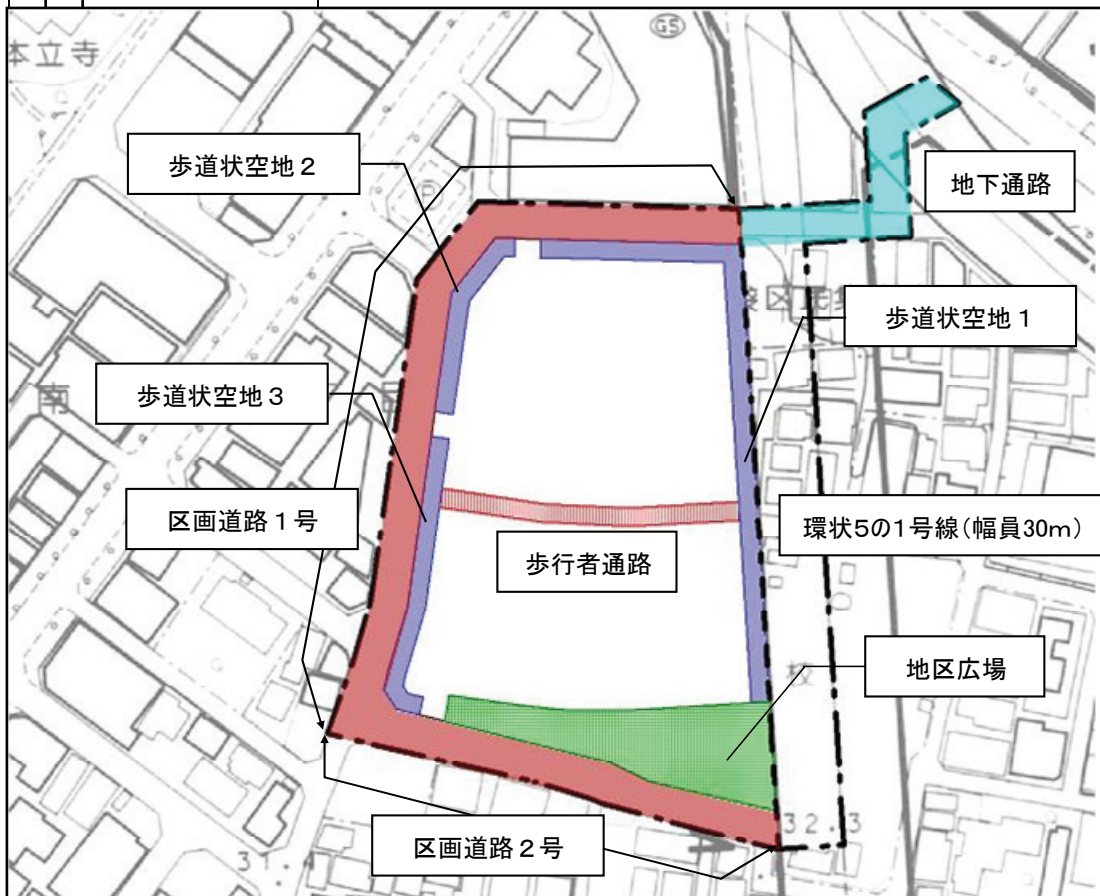
■ 計画地の概要

項目	摘要
所在地	豊島区南池袋二丁目45・46番地（一部）
敷地面積	約8,330㎡
用途地域	第一種住居地域
容積率	300%
建ぺい率	60%
高度地区	指定なし
防火指定	防火地域



(2) 都市計画南池袋二丁目A地区地区計画の概要【抜粋】

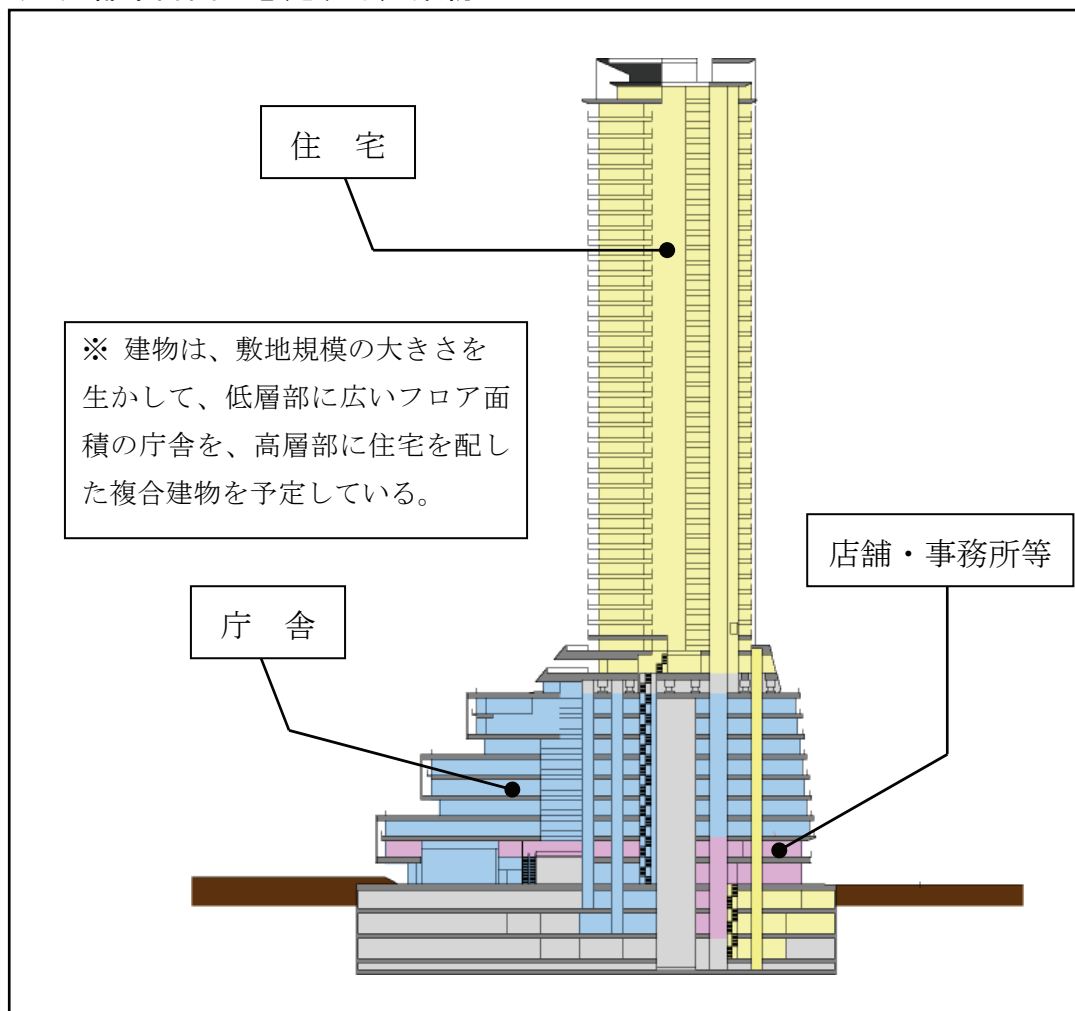
主要な項目		定められた事項				
再開発等促進区	主要な公共施設の配置および規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		道路	区画道路1号	8m	約175m	拡幅一部既設
			区画道路2号	8m	約90m	拡幅
その他の公共空地	地下通路	4m	約80m	新設		
地区	地区施設の配置および規模	種類	名称	幅員	延長	備考
		広場	地区広場	面積 約900㎡		新設
		その他の公共空地	歩道状空地1	4m	約140m	新設
			歩道状空地2	4m	約45m	新設
			歩道状空地3	4m	約65m	新設
			歩行者通路	4m	約65m	新設
整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	・下記以外のものは建築できない 区役所本庁舎、議会関係施設、集会場・展示場、防災センター、事務所、住宅・共同住宅、診療所、店舗・飲食店、自動車庫・自転車駐車場、その他公益上必要なもの等			
		容積率の最高限度	800%			
		容積率の最低限度	300%			
		高さの最高限度	190m			
		敷地面積の最低限度	5,000㎡			
		建築面積の最低限度	1,000㎡			
壁面の位置の制限	環状5の1号線から6m、区画道路から4m等					



(3) 都市計画南池袋二丁目A地区第一種市街地再開発事業の概要【抜粋】

主要な項目		定められた事項			
		種別	名称	規模	備考
公共施設の配置 および規模	道 路	区画道路	特別区道 42-250	幅員8m 延長約20m	拡幅整備
			特別区道 42-260	幅員8m 延長約55m	拡幅整備
			特別区道 42-270	幅員8m 延長約105m	拡幅整備
			特別区道 42-310	幅員8m 延長約90m	拡幅整備
	その他の 公共空地	地下通路	地下通路	幅員4m 延長約10m	新 設
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積[容積対象面積]	主 要 用 途	建築物の高さ の限度
	1	約5,400㎡	約93,700㎡ [約66,600㎡]	住宅、庁舎、店舗、事務所、駐車場	G L +190m
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画		
	1	約8,330㎡	道路境界から壁面を後退させ、幅員4mの歩道状空地を整備する。また、敷地内に約900㎡の地区広場を整備する。		
住宅建設の目標			戸 数	面 積	備 考
			約410戸	約55,000㎡	
備 考			再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。		

(4) 都市計画で想定する建築物のイメージ



3. 庁舎の規模

(1) 規模設定の基本条件

① 計画人口

「豊島区未来戦略推進プラン2009」における人口見通し(平成21年1月1日住民基本台帳および外国人登録者数をもとに推計)の平成27年(2015年)時点の推計人口約27万人を計画人口とする。

② 職員数

現在の本庁組織の職員数1,315人(平成21年(2009年)4月1日現在(非常勤職員等を含む。))から想定し、新庁舎で業務を行う職員数は約1,300人とする。

③ 区議会議員数

豊島区議会議員定数条例に定める36人を議員数とする。

基本条件	想定数
計画人口	約27万人
職員数(新庁舎に配置する組織)	約1,300人
区議会議員数	36人

④ 庁舎の規模

「新庁舎整備の検討のまとめ ー整備方針ー」(平成20年9月に策定)に示した新庁舎の必要床面積28,500㎡(駐車場を除く)と想定する。

(2) 庁舎の全体規模

① 新庁舎の主な用途と面積

単位：㎡

区 分	新 庁 舎 想定面積	備 考	
専 用 部	議会施設	2,190	議会の運営に係わる部分で、区議会事務局を含む
	議場関係	470	議場、傍聴席、議場ロビー
	委員会関係	685	議員協議会室、委員会室(3室)、準備室
	議長関係	250	議長室、副議長室、応接室
	議員活動関係	565	議員控室、応接室、図書室、更衣室
	区議会事務局	220	事務局長室、事務室、印刷、広報コーナー
	行政関係	14,470	各課の事務の執行に係わる部分で、総合窓口を含む。
	執務室関係 (総合窓口)	11,695	職員の執務室・総合窓口スペース
	区長室等	465	区長執務室、応接室、副区長室、教育長室
	会 議 室	1,450	全庁共用の会議室(一部災害時は、災害対策本部室に兼用)
	倉 庫	650	全庁的倉庫
	職員関係室	210	健康管理室等
	多目的スペース等 施設関係	1,375	災害対策センター、区民ロビー等庁舎の複合的な機能を担う部分
	区民ロビー	550	総合窓口の待合スペース
	災害対策センター	325	防災関係事務室、災害警戒待機室、指令情報室
	情報センター	200	各種情報の収集、保存、提供を担う部分
	多目的スペース	300	各種イベントや災害時に活用できる部分
	管理関係	585	休日受付、宿直室、運転手控室、ゴミ処理関係室等
	小 計	18,620	
	共用部分	9,880	機械・電気室、トイレ、階段、廊下等で、議会関係の共用部分も含む。
面積合計	28,500		

※ 面積は現段階での想定であり、今後検討していく基本設計や実施設計段階でさらに精査していく。

② 駐車場・駐輪場

庁舎の駐車場は、「東京都駐車場条例」に基づく付置義務台数 77 台を確保し、駐輪場は 350 台確保する。

■ 駐車場・駐輪場計画台数

項目		計画規模
駐車場・駐輪場の規模	駐車場	77台
	駐輪場	350台

○ 駐車場

現在、本庁舎の来庁者用駐車場は、11 台（身障者用 3 台含む）で、公用車等は 36 台（清掃作業車など出先機関に属する車両を除く）である。今後、利用状況や車両活用の効率化などを考慮して、来庁者用、公用車用の適切な駐車スペースの割り振りを検討する。

○ 来庁者用駐輪場

来庁者用駐輪場は、本庁舎周辺に 6 か所で約 120 台の規模である。新庁舎では、繁忙期での利用増も考慮して現状より多い 200 台確保する。

なお、原動機付自転車等のバイクについても考慮する。

○ 庁有自転車および職員用駐輪場

庁有自転車と職員・議員用の駐輪場は、現状と同規模の 150 台確保する。

第3章 施設整備計画

1. 動線計画

建物が複合施設となり、庁舎以外の住宅や店舗等への来訪者も混在するため、来庁する区民にとって、わかりやすい動線計画とする。

(1) 外部からのアプローチ

- ・ 徒歩、自転車、バス、地下鉄、自動車、など様々な交通手段で来庁する区民にとって、敷地の東西南北どの方角からのアプローチであっても、利用しやすい動線計画とする。また、わかりやすく簡単に庁舎へ行くことができるよう、庁舎の出入口は住宅や商業施設などとできるだけ分離する。
- ・ 東京メトロ有楽町線東池袋駅から環状5の1号線を地下で横断する通路を整備し、地上レベルへの出入口のほか、地下から直接建物内部へ入れる動線を確保する。
- ・ 敷地周囲の8m道路が混雑しないように、駐車場の出口と入口は離れた場所に設ける。

(2) 建物内部の動線計画

- ・ 庁舎内の移動をしやすくするために、エレベーターは十分な台数を確保し、わかりやすく配置する。また、区民利用の多い4階までは、エスカレーターを設置するなど、来庁者の移動のしやすさを実現する。

2. 建物に求められる機能

(1) 安全・安心の確保

① 高い耐震性等の確保

震災等の災害時に、庁舎が区の防災拠点として機能継続できるよう、高い耐震性を確保する。

- ・ 地震による著しい機能低下を招くことがないよう「官庁施設の総合安全耐震計画基準」に基づき、庁舎の耐震安全性能を確保する。
- ・ 免震工法や制震工法の採用を検討する。
- ・ 大地震時の電力復旧に要するとされる3日間の庁舎機能が維持できる非常用電源装置を整備する。

② ユニバーサルデザインの推進

庁舎は、すべての利用者にとって安全で快適に利用できるよう配慮する。

- ・区民が利用するロビー、廊下、エレベーター、トイレ等は、車椅子対応を前提として、十分なスペースと設備等に配慮する。
- ・事務室や議会関係施設についても、車椅子対応が可能となるよう配慮する。
- ・利用者のだれもが、目的とする場所に迷わずに行くことができるよう、多様な情報手段による案内表示を用意する。

③ セキュリティへの配慮

庁舎建物が複合施設となることから、行政情報、個人情報保護の観点、防犯上の観点から、一方で開かれた庁舎という点にも配慮したうえで、建物空間・動線上に、十分なセキュリティ対策を講じる。

- ・エレベーターや階段などの動線は、住宅から直接庁舎に立ち入れないよう、明確に分離する。
- ・休日や夜間など閉庁時にも多目的スペースや、3、4階フロアが利用可能となるよう配慮する。
- ・職員の執務スペースと来庁者が利用するスペースを明確に区分するとともに、行政情報・個人情報が記載された文書の保護対策に十分配慮する。

(2) 効率性の追求

① 効率的なフロアの確保

区民の利便性向上と効率的な業務を行うため、同一フロアの面積をできるだけ広く確保する。

- ・利用者の上下階移動をできるだけ少なくし、窓口の集約と関連する部局の隣接配置が可能となるフロアとする。
- ・執務室は、極力柱や壁を設けずオープンな空間とし、組織・職員間のコミュニケーションがとりやすい環境とする。

② フレキシブルな空間の確保

区民ニーズの変化や組織改変に柔軟に対応できる庁舎とする。

- ・庁舎の構造は、用途変更や執務形態の変化、情報設備の拡張等に対応できるように、階高や荷重に十分配慮する。
- ・会議室や多目的スペースは、可動間仕切りなどの使用により人数や用途などにあわせ変更できるように配慮する。

③ IT化への対応

電子自治体の実現に向け、情報化の進展に容易に対応できる庁舎とする。

- ・新庁舎のフロアは、各種情報システムの再構築や電子自治体の推進・実現など、情報化の進展にあわせ柔軟に対応できるフリーアクセスフロア構造(※)とする。
- ・ホストコンピューター等大型機器を新庁舎内に設置しない手法を採ることとで、省スペース化やコストダウンを図る。

※フリーアクセスフロア構造：配線を床下に露出させることなく、床下一面に電力・LAN ケーブルなどの配線用の空間があるフロア構造

(3) 環境・景観への配慮

① 建物の長寿命化

耐久性のある建物構造とリニューアルしやすい設備を選択することによって可能な限り長期間にわたって使用できる庁舎とする。

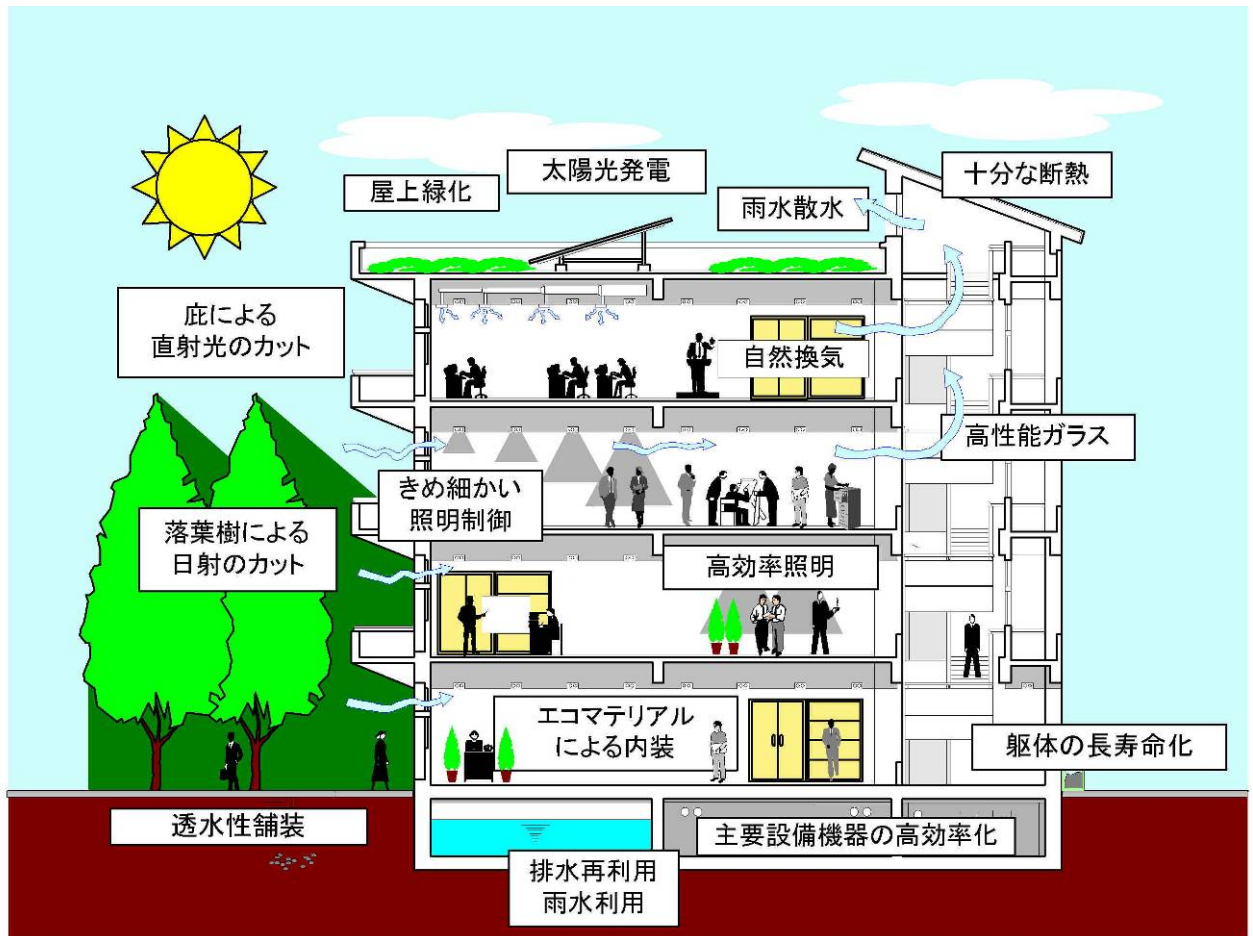
- ・100年以上の耐久性をもつ強固な構造体（スケルトン）と30年程度で改修が必要となる内装や設備機器（インフィル）を分離した「スケルトン・インフィル工法」を採用し、建物の長寿命化を図る。
- ・設備機器等は、管理がしやすく信頼性の高いシンプルなものとする。また設置スペースについても、日常の保守・点検や更新時における最新技術の設備導入ができるよう十分に確保する。

② 環境配慮対策

最新の環境技術等の積極的な導入を図り、官民を含め全国の環境対策のモデルとなるような「グリーン庁舎」をめざす。

- ・敷地のほか庁舎の屋上、壁面等を可能な限り緑化し、外部から建物内部への熱負荷を低減する。緑化した庁舎の屋上空間は、区民の憩いの場所として開放する。
- ・地域内の冷暖房用熱源機器を集約化する地域冷暖房を導入し、効率的エネルギーの面的利用の拡大を図る。
- ・太陽光発電、太陽熱利用等、自然エネルギーの積極的利用を検討する。
- ・自然通風や自然採光等の自然エネルギーの直接利用を検討する。
- ・雨水や下水再生水などの雑用水利用を検討する。
- ・最新技術による様々な環境配慮について検討し、積極的な導入を図る。
- ・環境配慮について具体的な取り組みを明らかにするために、CASBEE（キャスビー）評価(※)などの手法を用いて数値化した指標で評価する。

※CASBEE：建築物総合環境性能評価システム（国）の略称。建築物の環境性能効率に応じて、C（劣る）、B-、B+、A、S（素晴らしい）の5段階の格付けを行う。国土交通省が2004年6月策定した国土交通省環境行動計画の中で開発・普及に努めることを宣言している。



グリーン庁舎イメージ 国土交通省HPより

③ 建物景観

豊島区の新しい拠点の形成を図ることから、魅力ある象徴的な建物景観を実現する。

- ・建築物は、高さが全体で約185mあり、周辺市街地からの視認性が高いことから、池袋駅、サンシャインシティ、雑司が谷地区など、様々な方向からの景観に配慮した外観デザインとする。
- ・庁舎部分については、できるだけ周囲の建物とスカイラインを合わせることによって、地域と調和した景観形成を図る。
- ・多様な用途が組み合わされた複合的な施設であり、地区の中心的位置づけを担うだけでなく環境に配慮した高機能な次世代型の施設建築物であることから、豊島区を代表する特徴的な外観デザインとする。

3. 個別空間（ゾーン）計画

（1）個別空間の構成

新庁舎の低、中・高層部には、個別空間（ゾーン）等をそれぞれの用途に応じ効率的に配置し、わかりやすく、使いやすい庁舎を実現する。

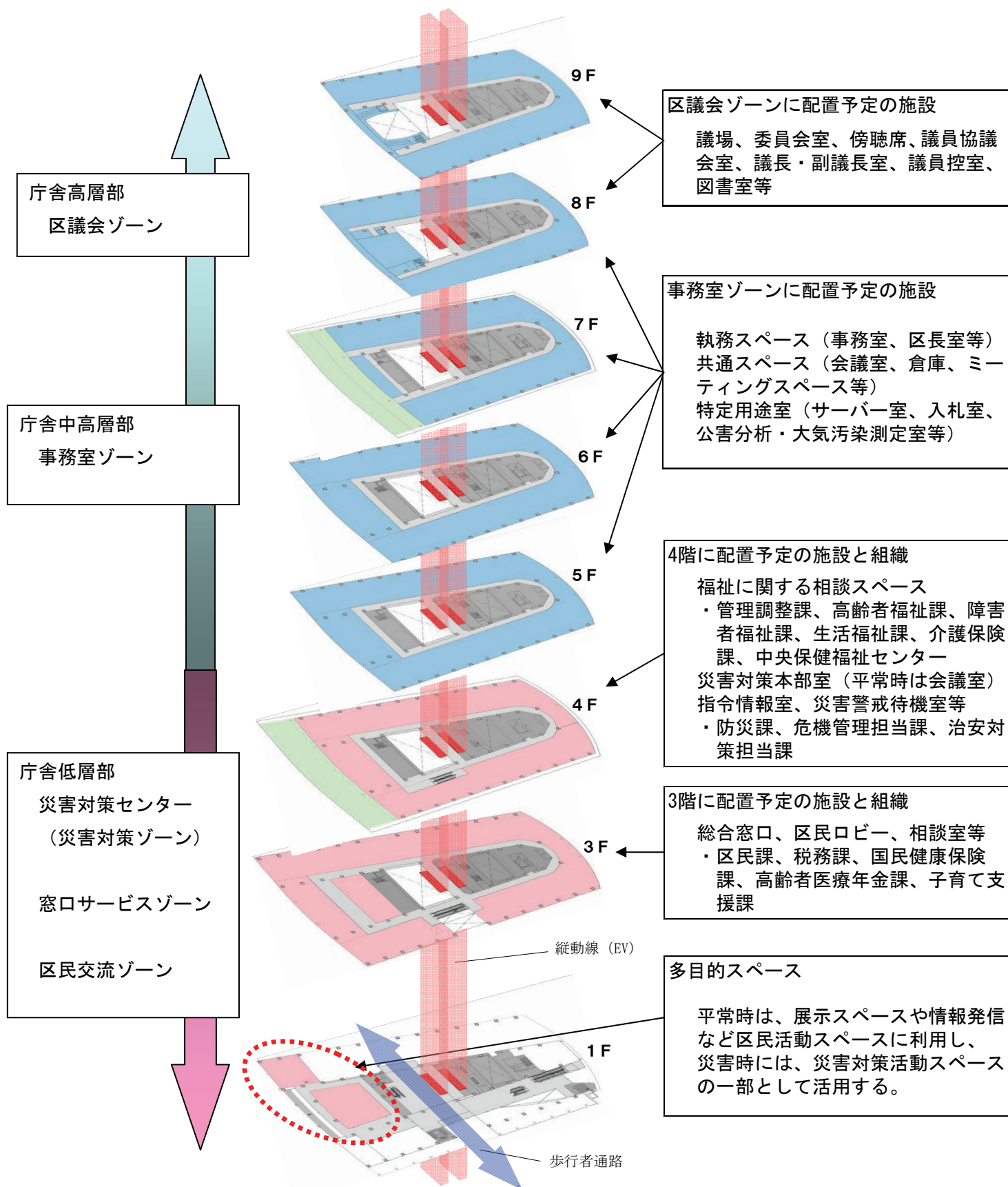
■ 各層の個別空間と配置施設・部局等（想定）

区分	個別空間（ゾーン）	配置施設等	配置部局等
庁舎 低層部	区民交流ゾーン (1階)	多目的スペース・ 情報センター	—
	災害対策センター (災害対策ゾーン) (4階)	災害対策本部室 (平常時は会議 室)・指令情報室・ 災害警戒待機室等	・総務部（防災課、危機管理担当課、 治安対策担当課）
	窓口サービスゾーン (3・4階)	総合窓口・区民ロ ビー・相談室等	・区民部（区民課、税務課、国民健康 保険課、高齢者医療年金課） ・子ども家庭部（子育て支援課）
		福祉に関する相談 スペース	・保健福祉部（管理調整課、高齢者福 祉課、障害者福祉課、生活福祉課、 介護保険課、中央保健福祉センタ ー）等
庁舎 中高層部	事務室ゾーン	執務スペース（事 務室、区長室等） 共通スペース（会 議室、ミーティン グスペース、書 庫・文書倉庫等） 特定用途室（サー バー室、入札室、 公害分析・大気汚 染測定室等）	・政策経営部（企画課、財政課、行政 経営課、秘書課、広報課、情報管理 課） ・総務部（総務課、人事課、人材育成 課、契約課） ・施設管理部（財産運用課、施設課、 施設計画課） ・区民部（区民活動推進課、地域区民 ひろば課、自治協働推進担当課） ・文化商工部（生活産業課、文化デザ イン課、文化観光課、学習・スポー ツ課） ・清掃環境部（環境政策課、資源循環 課、環境課） ・子ども家庭部（子ども課、保育園課）

			<ul style="list-style-type: none"> ・都市整備部（都市計画課、住環境整備課、都市開発課、住宅課、建築指導課、建築審査課、都市再生プロジェクト外担当課） ・土木部（道路管理課、道路整備課、交通対策課、公園緑地課） ・会計管理室（会計課） ・教育委員会事務局：教育総務部（教育総務課、学校運営課、学校施設課、教育指導課） ・選挙管理委員会事務局 ・監査委員事務局
庁舎 高層部	区議会ゾーン	議場、委員会室、傍聴席、議員協議会室、議長・副議長室、議員控室、図書室等	<ul style="list-style-type: none"> ・区議会事務局（議会総務課）

注) 部局構成については、今後の組織改正により、将来予測が困難なため、現時点（平成21年4月現在）での部局構成により想定した。

個別空間の構成イメージ



(2) ゾーン別計画

①区民交流ゾーン

区民が気軽に訪れ、親しみをもてる庁舎とするため、多目的スペースや情報センターを配置し、人と情報の交流が活発に行き交う空間として整備する。

■ 方針

○ 明るく開放的な場の確保

- * 区民交流ゾーンは、天井が高く明るくゆとりのある開放的なつくりとする一方、夜間や土日利用のセキュリティ対策を講じる。
- * 多目的スペースは、屋外に整備するオープンスペース（地区広場）と一体的な利用ができるような配置とする。

○ 様々な活動を支える空間の配慮

- * 多目的スペースは、区民の作品展示、各種イベントなど、様々な用途に使えるフレキシブルなつくりとする。
- * 多目的スペースの様々な活用用途にあわせ、設備面の充実を図る。

○ 情報交流の充実

- * 区民の地域活動情報や区政情報など、各種情報の収集・保存・提供を行う情報センターを配置する。
- * 情報センターでは、ITを積極的に活用し、だれもが簡単に情報にアクセスできるようインターネット環境や検索システム機器等の設備面の充実にも配慮する。

多目的スペースのイメージ



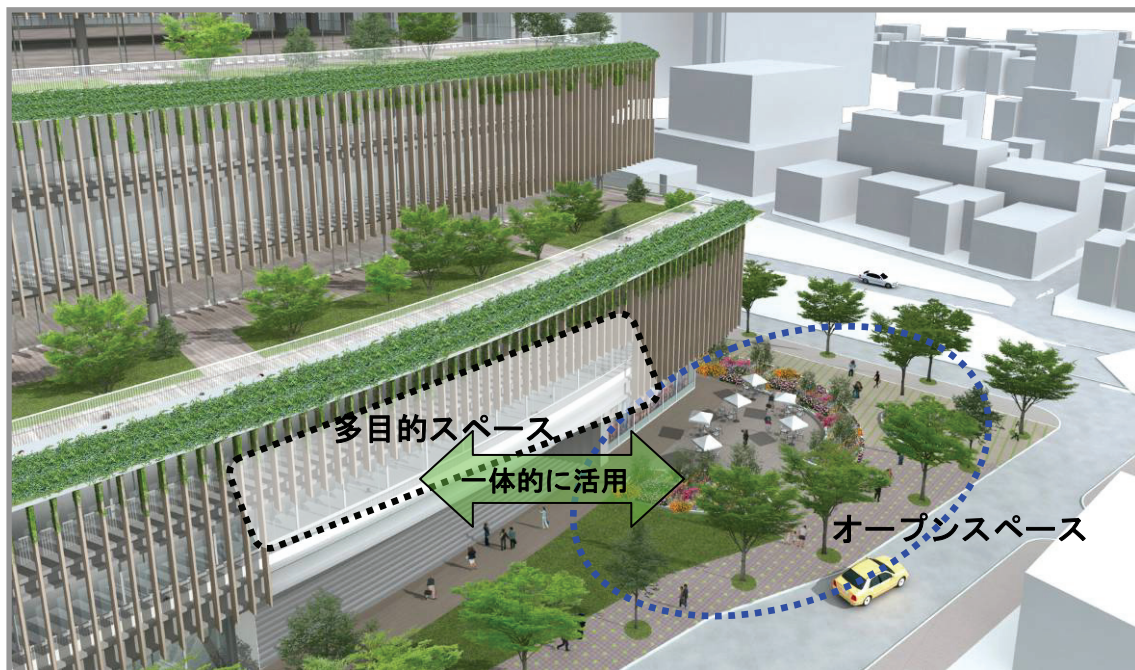
多目的スペースは、可動間仕切りを使って空間のボリュームを調整し、ダイナミックかつフレキシブルに空間を変化させる。

平常時は、各種展示会などのイベントやワークショップ開催、休憩・待合スペース等、区民の自主的・文化的な活動・交流・憩いの場などとして活用する。

【災害等発生時の利用形態 24頁参照】

災害時には、様々な災害対策活動を行うスペースとして活用する。

多目的スペースと屋外オープンスペースのイメージ



②災害対策センター（災害対策ゾーン）

災害情報システムや設備が充実した災害対策センターを整備し、平常時における防災対策等の強化を図る。災害等の発生と同時に、災害対策本部の設置が可能となる空間配置を実現する。

■ 方 針

○ 災害対策センターの整備（平常時）

- * 平常時における防災対策・警戒態勢の強化、防災啓発の向上等を図るため、防災課専用室、指令情報室および災害警戒待機室などで構成する、災害対策センターを整備する。
- * 首脳部室、各災害対策関係部局を災害対策センターに近接配置し、情報伝達、対策の検討・実施などにおける連携の強化を図る。

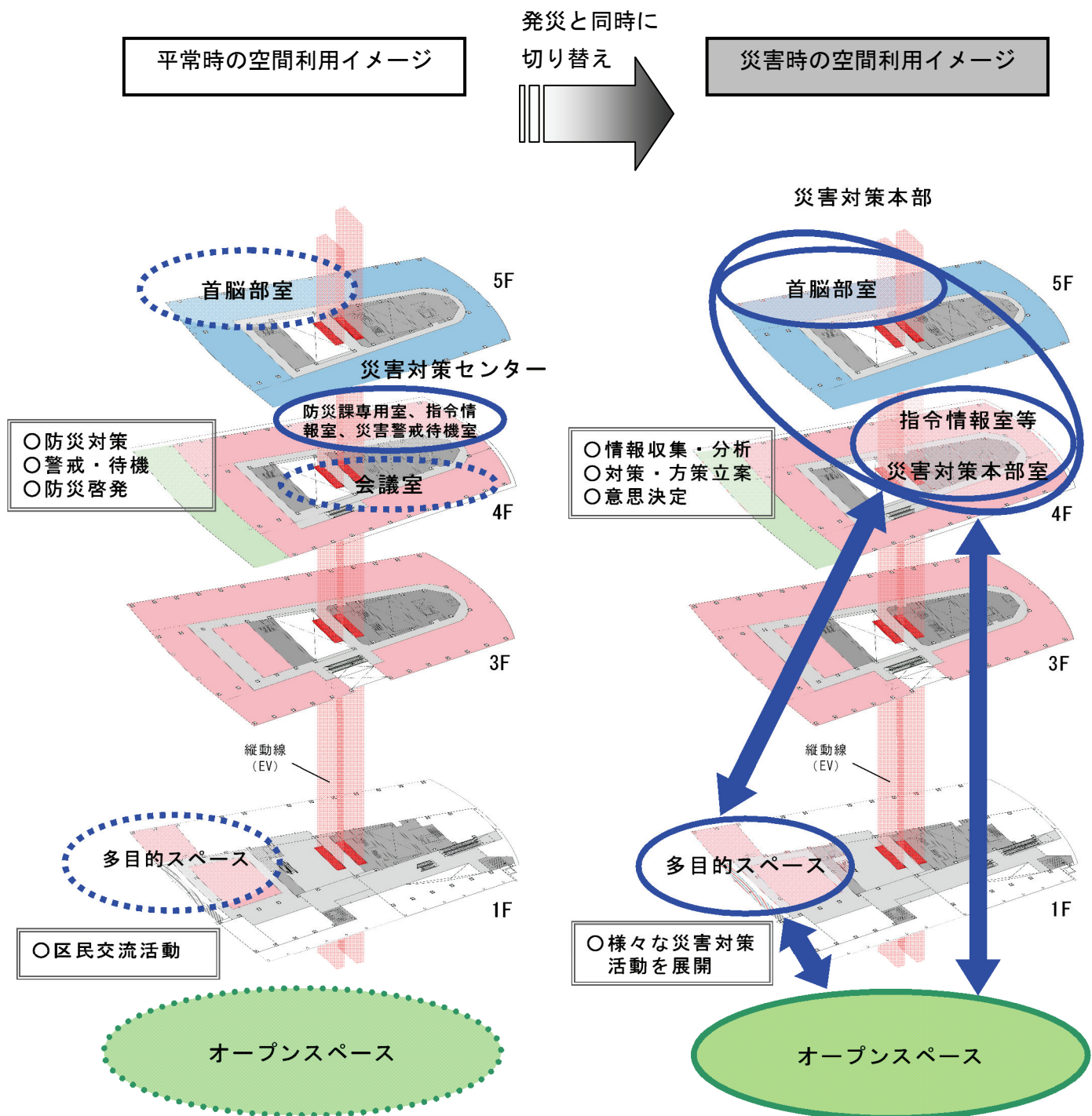
○ 機動性と機能性の確保（災害時）

- * 災害対策センターに隣接して会議室を配置し、災害時には即座に災害対策本部へ転用する計画とする。また、災害対策本部室となる会議室は、可動間仕切りを設置し、多様な利用形態に対応可能なものとする。
- * 災害発生時には、1階の多目的スペースとそこに接する屋外オープンスペースを利用し、様々な災害対策活動を展開する。

○ 災害情報システム・設備の充実

- * 災害情報の収集・分析・発信を迅速かつ総合的に行う災害情報システムを整備する。
- * 災害時における混線や通信会社による受発信制限、通信自体の途絶など、様々な事態へ対応するため、複数の通信・情報機器を確保する。
- * 業務に必要なデータの維持・早期復旧のため、データのバックアップを行う設備・機能を検討する。

平常時と災害時における空間利用の切り替えイメージ

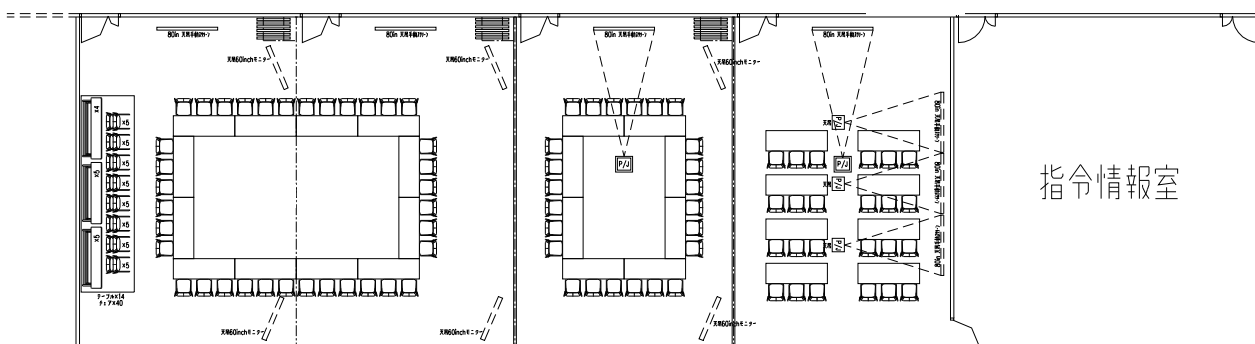


災害対策本部室イメージ

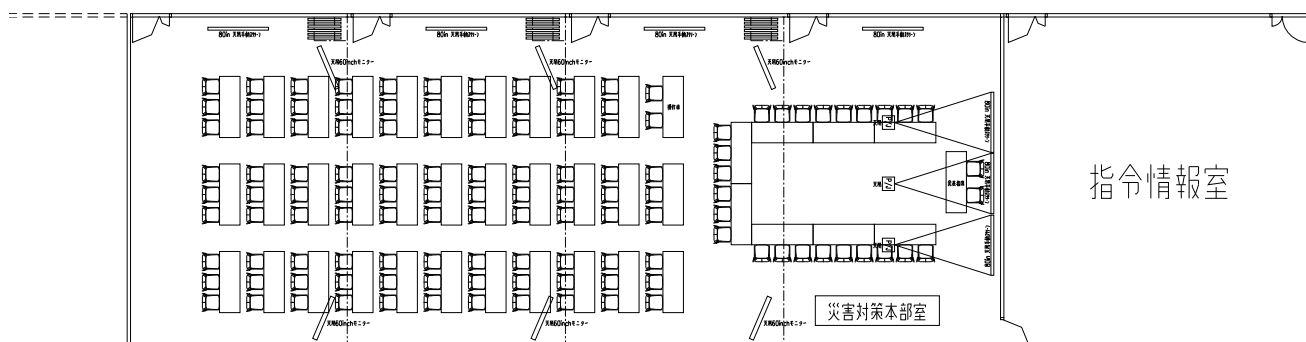


災害対策本部室のイメージ。平常時は画像設備を備えた会議室として使用され、スライディングウォールを活用して様々な規模の会議に対応することができる。災害発生時は、隣接する指令情報室および1階の多目的スペース、屋外オープンスペースと連携し災害対策の拠点としての機能を果たす。

平常時パターン



災害時パターン



多目的スペースの切り替えイメージ

平常時のパターン



災害時のパターン



③窓口サービスゾーン

区民の利用頻度が最も高いゾーンであることから、ホスピタリティ（もてなしのこころ）溢れる接客で区民を迎え入れる空間として整備する。

オープンで見渡しの良さを確保したうえで、ユニバーサルデザイン等にも配慮し、だれにでもわかりやすく、使いやすい空間とする。

■ 方 針

○ 便利でわかりやすい窓口

- * 区民の利用が多い窓口を集約し、できるだけ1か所、短時間で用件を済ませることができる総合窓口の実現を目指す。
- * なるべく歩かずに安心して福祉関係の様々な相談ができる相談窓口の充実を図る。
- * ITを積極的に導入し、窓口・相談業務等の効率化と利便性の向上を図る。
- * 初めて来庁した区民にとって、窓口の構成が理解しやすいよう、オープンで見渡しのよさを基本とし、案内・誘導サインやモニター等を効果的に配置し、案内性に優れた空間とする。
- * 高齢者や障害者の方々に対面サービスで、よりわかりやすく案内するため、フロアマネージャーを設置する。

○ 安心で快適に利用できる空間

- * 窓口や待合スペースはゆとりをもった配置とし、繁忙期の臨時窓口の設置や将来の窓口構成の変化にも柔軟に対応できる空間とする。
- * 待合スペースには、TVモニターや情報端末等、窓口を離れていても順番がわかる呼び出し表示画面を分散して配置する。
- * 小さな子どもを連れた来庁者に配慮したキッズコーナーやベビーベット、授乳室を設置する。

○ プライバシーへの配慮

- * 申請や相談の内容に応じた相談室や相談ブースを適切に設置する。
- * 来庁者どうしのプライバシーが、守られるようにカウンターや記載台には個別パネルを設置する。
- * 待合席は、窓口カウンターで申請や相談している人や手元の書類などに視線が直接向かないように配置する。

総合窓口イメージ



入口から見た総合窓口エリア。左端にある案内カウンターではフロアマネージャーが来庁者の用件を尋ね、案内している。窓口ロビーは見渡しが良いため、行くべき場所がわかりやすい。総合窓口では、来庁者は移動することなく窓口サービスを受けることができる。カウンターには個別パネルが設けられ、互いのプライバシーが保たれる。



待合ロビーエリア。待合席は、窓口で申請や相談している人や書類などに視線が直接向かないようにレイアウトされている。待合席からはTV等を見ながら呼び出し状況の確認ができる。また、植栽やそれを囲む柔らかな形状のベンチ、優しいカラーリング等により親しみを感じさせるロビー空間としている。

福祉相談窓口イメージ



福祉相談窓口では、相談室・相談ブース・カウンターがあり、相談内容に応じた適切な空間を利用することができる。窓口カウンターも、個別パネルが設けられ、プライバシーが守られる。各窓口はだれでも容易に判別しやすいように、色と番号で表示されている。



小さな子どもを連れて来庁者も、安心して相談ができる窓口。
窓口カウンターで相談をしながら、ベビーベッドやキッズコーナーにいる子どもが視界に入るため、安心して相談をすることができる。

④事務室ゾーン

組織・職員間でコミュニケーションがとりやすく、効率的に執務ができる環境をめざすとともに、将来の組織機構の変化にも柔軟に対応できる事務室空間として整備する。

■ 方 針

○ オープンオフィスの構築

- * オフィス空間は、間仕切り壁や個室等で見渡しを遮ることのない空間（オープンフロア）とし、良好なコミュニケーションがとりやすい執務環境とする。
- * オフィス空間は組織単位の区分けを設けないことで、組織変更等に対する柔軟性を高める。

○ 業務特性に応じたデスクレイアウトの導入

- * 業務効率向上の観点から、各部局の業務特性、利用状況に応じたデスクレイアウトを設定する。
- * 会議室やコピーコーナー等は、効率的に業務が執行できるよう、職員の動線などを十分に考慮した配置とする。

○ 執務サポート機能の集約（コピー・FAX・シュレッダー・プリンター等）

- * 執務をサポートする機能は、効率的にスペースを活用するため、組織単位ではなく、フロアごとの標準配置とする。
- * 職員が日常的に立ち寄るサポート機能の場所に、職員どうしの情報交流、アイデア創出等に利用できるコミュニケーションスペースも配置する。



事務効率向上のために、業務特性が考慮されたワークスペース。個室は端部に設け、オフィスの見渡しが遮られないようにしている。

相談・打合せのためのスペースは、ブースやカウンターサイドパネルによりプライバシーが守られ、区民は安心して相談・打合わせができる。一方、情報セキュリティ保護のために、カウンター側からデスク面やパソコン画面が覗かれないように配慮されている。

執務サポートスペース



コピー・FAXや簡易ミーティングコーナー等、業務上頻繁に利用する機能が集約配置された執務サポートスペース。

このスペースは、職員が日常的に立ち寄る場でもあり、職員どうしの情報交流、アイデア創出も期待される。

⑤区議会ゾーン

十分な審議や調査研究を支える機能・設備を充実し、区民が気軽に傍聴できるように配慮した、開かれた議会を実現する。

■方針

○ 議会活動の拠点として、使いやすさと機能性を向上

- * 議場は、円滑な議事運営ができるよう視聴覚設備やIT設備を充実する。
- * 委員会室は、同時開催が可能となるように複数設置する。
- * 各議員の研究活動に資するよう議会図書室を配置する。
- * 議会中継を行うための放送設備を整備する。

○ 区民に身近でわかりやすい議会空間

- * 議場や委員会室の傍聴スペースを十分に確保するとともに、アクセスや休憩スペースにも配慮する。
- * 議会情報の閲覧や談話が可能なロビーを確保する。
- * 議員と区民とが交流できる応接スペースを配置する。

○ スペースの有効利用

- * 議員控室は、会派の議員数の増減に対応できるように移設可能な間仕切り壁とする。
- * 委員会室は、多目的利用に対応可能なものとする。

○ 議場の形式

- * 議場の形式は、対面式やひな壇式などがあり、本基本計画を踏まえ、区議会と十分協議しながら、今後の基本設計、実施設計で具体化する。

議場イメージ

対面形式の事例 イメージ図



議長席、議員席、理事者席、傍聴席のそれぞれ4方向から議場の中心に向け配置。

また、正面議長席後方の大型スクリーンは、審議中の資料を投影できる。机・椅子は可動式とする。

ひな壇形式の事例 写真（現在の豊島区議会議場）



正面の議長席等は、ひな壇となっており、理事者席側に配置。

傍聴席は、議員席の後ろ側に設置されている。

議場、傍聴席の机・椅子は固定式となっている。

(3) その他のスペース

会議室は、原則として全庁共用化や集約化することで効率的に配置する。その他各種スペースは、現在の利用度等を考慮し、設計段階で詳細に検討を進めていく。

(会議室)

- 会議室の利用実態をみると、参加人数が12人までの会議が庁内会議全体の約70%と最も多いため、中規模程度(10~20人)の会議室を多く設置する。
- 利用頻度の少ない36人を超える大規模な会議については、可動間仕切りで併設した会議室を連結して対応する。

(書庫・文書倉庫)

- 省スペース化を図るため、新庁舎移転前に文書量の計画的な削減を行う。
- 検索・使用頻度の低い文書は、執務室内の書庫で保管せず全庁共用の文書倉庫に収納する。

(喫煙室)

- 喫煙室の設置の有無、設備内容については、実施設計までに検討する。

(更衣スペース・リフレッシュコーナー)

- 更衣スペースは、集約配置を基本とし、多人数ロッカー(ワードローブ形式)の導入も検討する。
- リフレッシュコーナーは、職員のコミュニケーションや気分転換に配慮して、適切に配置する。

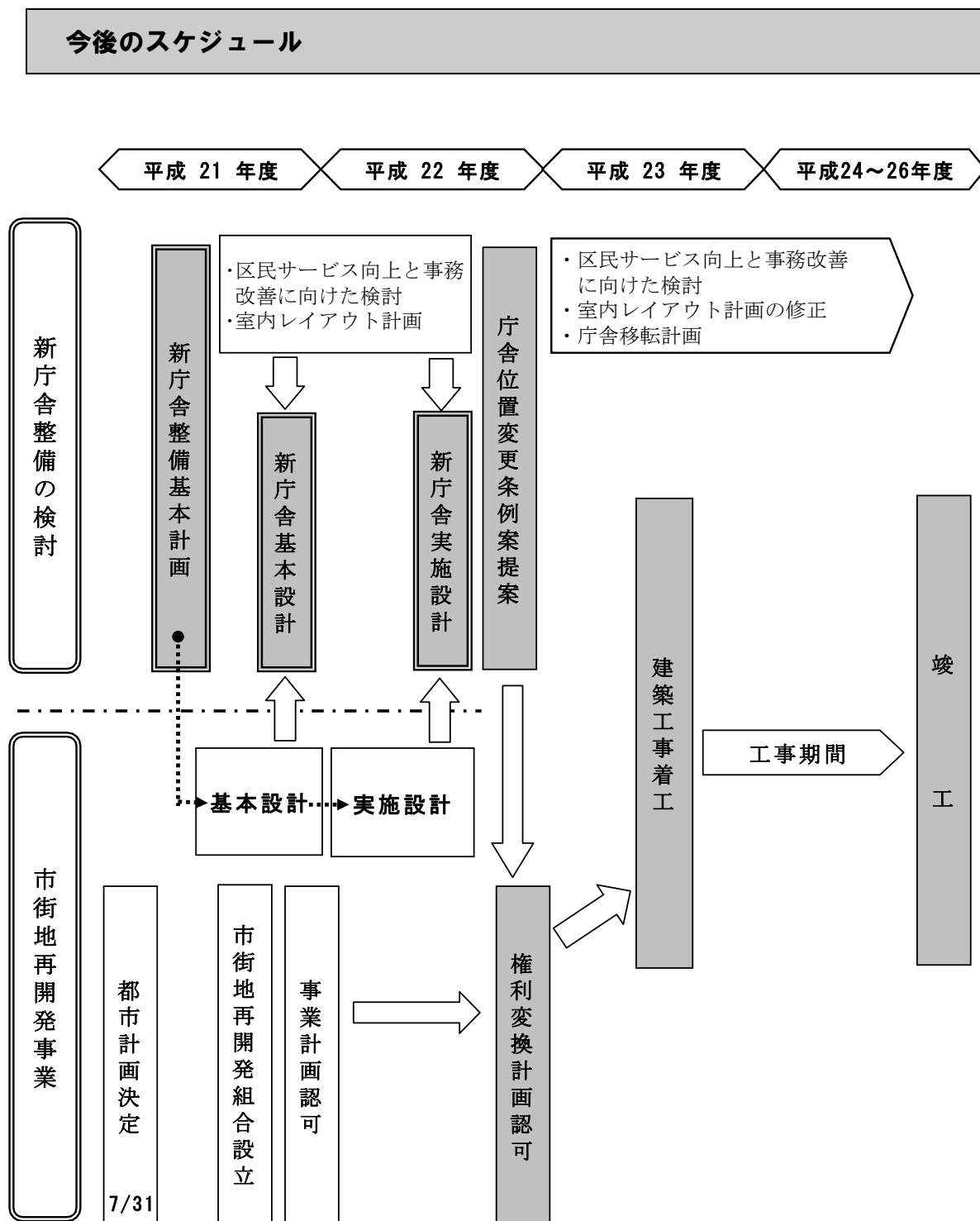
(食堂・売店)

- 新庁舎内には設置しないが、建物が民間との複合建物であるメリットを生かし、民間の所有フロアに職員も活用できる飲食店、店舗等を誘致する。

(特定用途室)

- 一般の事務室や会議室のほか、サーバー室、入札室、公害分析・大気汚染測定室、電話交換器室、保健室など、特定の用途に使用する諸室については、用途に応じて使いやすいものとなるよう配置する。

第4章 今後のスケジュール



資 料 編

1. 資金計画

2. 新庁舎整備の検討経過

1. 資金計画

資金計画は、平成 20 年 9 月に策定した「新庁舎整備方針」にお示ししてあります。その内容を再度掲載します。

試算額は、今後の経済状況などにより変動する可能性があり、事業の進行状況に応じて試算を修正していく予定です。

○新庁舎整備方針（平成 20 年 9 月策定）

《P31～33 抜粋》

（3）土地等の活用方法の検討

新庁舎の整備は、区が所有する土地・建物を最大限活用し、そこから生まれる収益を新庁舎の整備経費に充当する方法を検討します。

① 現庁舎地区の活用方法

現庁舎地区の活用は、現庁舎地区に新庁舎を整備する場合（一部活用）または移転する場合の両者とも同様に「定期借地方式」、「土地信託方式」または「土地売却」が考えられます。

土地を保有したまま活用する「定期借地方式」、「土地信託方式」は、地方公共団体が非課税団体であることから、土地の保有や土地活用による収益に関わる税の一部が免除され、区にとって有利な方法です。

したがって、土地を売却せず有利な条件で活用できる「定期借地方式」、「土地信託方式」を検討しました。

○ 両手法の比較

～省略～

今回の新庁舎整備では、この現庁舎地区の資産活用から生まれる収益を整備費に充当するという資金計画をたてています。

したがって、事業着手前に収入の額が確定していることや整備経費の支出時期と資産活用による収入の時期ができるだけ同時期であることの2つが前提となります。

「定期借地方式」は、「土地信託方式」と比較して収益が少ない可能性もありますが、事業着手前に額が確定するというメリットがあります。また、貸付料を事前に一括で受け取るという方法を選択することも可能です。

以上のことから、現庁舎地区の資産活用は、「定期借地方式」を選択します。

○定期借地方式による試算

区 分	試 算 額
事業内容	一般定期借地権 50 年 *25 年分貸付料一括受取りした場合の額
本庁舎敷地のみを活用した場合	105 億円
本庁舎敷地と公会堂・分庁舎敷地をあわせて活用した場合	176 億円

② 旧日出小地区（旧日出小学校・旧南池袋児童館）の活用方法

(ア) ～省略～

(イ) 旧日出小地区に庁舎を整備する場合

再開発事業における地権者として、区が所有する旧日出小学校・旧南池袋児童館の土地と建物の評価額に応じて、新しい建物の敷地と床の一部に権利を変換(権利変換)します。


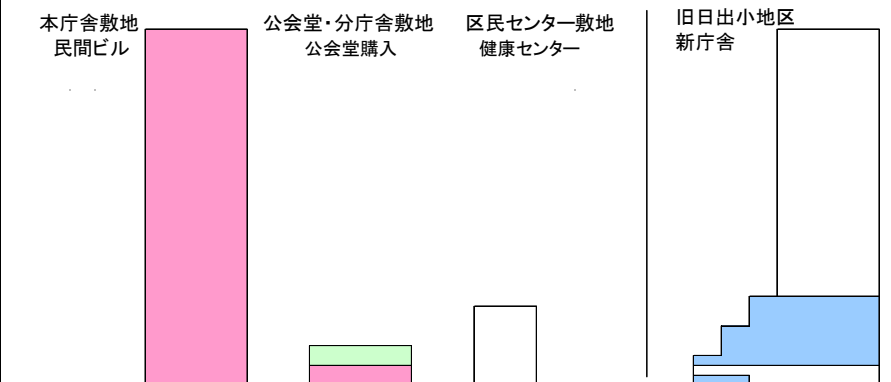
現時点での想定では、この権利により変換される床の部分は、28,500 m²のうち45% (12,700 m²) であり、残りの55% (15,800 m²) は床の購入で確保します。

③ 今後の方向

「定期借地方式」や「地区外転出(転出補償金)」は、現時点(平成20年5月)での評価で試算しましたが、前提条件の設定、活用する時点での経済状況により異なる可能性があります。

今後、各方法の条件等について、随時、検討及び試算等を行っていきます。

《P51 抜粋》

項 目		旧日出小地区案				
概 要  : 庁舎 : 公会堂 : 民間ビル						
計 画 内 容		利用用途等	収入(千円)		支出(千円)	
	本庁舎敷地 現本庁舎	資産活用(民間ビル) + 公会堂・分庁舎敷地の容積 移転	貸付料	17,600,000	引 越	31,800
			(25年分一括)		解 体	374,000
			合 計	17,600,000	合 計	405,800
	公会堂・分庁 舎敷地 現公会堂 現分庁舎AB館	資産活用(公会堂購入)	貸付料		公会堂購入	1,741,500
			(25年分一括) 本庁舎敷地に含む		引 越	8,500
				解 体	92,000	
				合 計	1,842,000	
南池袋再開発 旧日出小	本庁舎新築			増床取得費	11,273,300	
				庁舎内装費・ 備品等	827,200	
				合 計	12,100,500	
プラザ 別館 仮庁舎				引越・改修	17,600	
				引越・改修	20,100	
				合 計	37,700	
25年間でみた場合の 事業収支 (貸付料の一括受け取り)		収支合計	収入合計	17,600,000	支出合計	14,386,000
			3,214,000			
* 区民センター敷地利用経費						
計 画 内 容	区民センター敷地 現区民センター	健康センター			解 体	94,000
					引 越	1,800
					新 築	2,106,400
					合 計	2,202,200
○区民センター敷地利用経費を含めた事業収支						
25年間でみた場合の 事業収支 (貸付料の一括受け取り)		収支合計	収入合計	17,600,000	支出合計	16,588,200
			1,011,800			
50年間の事業収支		*26年目以降の貸付料 900,000千円 (年間・想定)	収入合計	40,100,000	支出合計	16,588,200
			収支合計	23,511,800		

2. 新庁舎整備の検討経過

(新庁舎等建設調査研究委員会・議会報告・区民ワークショップ)

新庁舎整備の検討は、平成13年度から検討を進めています。これまでの庁内組織での検討や議会報告を中心に、主な検討経過について掲載しました。

年度	月日	主な検討内容
13年度	10月	○ 「公共施設の再構築」本部素案 ・ 時習小活用案 … 「池袋副都心の再生を視野にいれ、この地域の活性化につながる施設の誘致や庁舎・公会堂等の建設の可能性も併せて検討する」と、とりまとめ ・ 旧日出小地区活用案 … 「環状5の1号線沿線の整備や池袋副都心の再生を視野にいれ、この地域の活性化につながる施設の誘致や庁舎・公会堂等の建設の可能性も併せて検討する」と、とりまとめ
		2月18日 6月24日
15年度	7月10日	第1回 研究委員会 ・各候補地(現庁舎地、時習小跡地、旧日出小地区)の比較検討
	7月31日	第2回 研究委員会 ・シビックゾーンの施設改修計画の検討(今後10年使用のため)
	10月	○ 「公共施設の再構築」本部案 「庁舎は、現庁舎地、時習小跡地、日出小跡地のいずれかの場所に整備する」と、とりまとめ
	1月16日	第3回 研究委員会 ・各候補地(現庁舎地、時習小跡地、旧日出小地区)における建設条件、交通利便性等の比較検討
	1月23日	第4回 研究委員会 ・各候補地(現庁舎地、時習小跡地、旧日出小地区)における建設条件、交通利便性等の比較検討 ・時習小跡地売却についての状況
16年度	9月11日	○ 旧日出地区における南池袋二丁目46番地地区開発協議会の設置
	1月27日	○ 開発協議会から区長へ、南池袋2丁目での区庁舎建設を求める内容の要望書が出される
	3月30日	第5回 研究委員会 ・各候補地(現庁舎地、旧日出小地区)における新庁舎整備の手法等の整理と検討
17年度	4月21日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 新庁舎の整備に関する検討状況について、説明を求める発言
	4月25日	第6回 研究委員会 ・現庁舎の狭あい性などの問題点と、規模の想定 ・空調や給排水設備の改修にかかる経費の想定 ・各候補地(現庁舎地、旧日出小地区)における事業手法の整理
	5月10日	第7回 研究委員会 ・旧日出小地区での再開発の状況報告 ・各候補地(現庁舎地、旧日出小地区)における新庁舎建設計画の比較
	5月12日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 新庁舎に関する検討状況について説明 新庁舎に関する検討状況について、議員協議会での説明を求める発言
	5月23日	第8回 研究委員会 ・資産活用方針の検討
	6月2日	第9回 研究委員会 ・再開発組合設立までのスケジュールの想定
	6月20日	第10回 研究委員会 ・新庁舎建設開始までのスケジュールの想定 ・特別議決前後における検討・調整事項の検討 ・千代田区における新庁舎建設の例示
	7月13日	第11回 研究委員会 ・各候補地(現庁舎地と旧日出小地区)における新庁舎建設までのスケジュール比較 ・各候補地における建設計画4案の比較 ・西口地区への庁舎建設誘致の陳情の検討

17 年 度	7月19日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 平成17年度における新庁舎整備の検討と平成18年度以降の想定スケジュール
	7月22日	○ 議員協議会 新庁舎に関する検討状況について説明
	9月7日	第12回 研究委員会 ・現庁舎の現状と、他団体における庁舎等の状況 ・新庁舎の整備方針、必要規模と整備場所の検討 ・公会堂の在り方の検討
	9月12日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 平成17年度における新庁舎整備の検討と平成18年度以降の想定スケジュール
	11月4日	第13回 研究委員会 ・中間のまとめ①の原案検討
	11月10日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 「新庁舎整備の検討状況について－中間のまとめ(1)－」を説明
	12月8日	第14回 研究委員会 ・中間のまとめ②の原案検討 ・検討部会の設置の検討
	12月15日	○ 議員協議会 ・「新庁舎整備の検討状況について－中間のまとめ(2)－」を説明 ・「新庁舎整備・検討課題別取り組み予定」について説明
	12月16日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・「新庁舎整備の検討状況について－中間のまとめ(2)－」を説明 ・「新庁舎整備・検討課題別取り組み予定」について説明
	12月21日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・12月16日委員会の継続
	1月13日	第15回 研究委員会 ・新庁舎位置(候補地)の検討 ・部会の設置の検討
	1月19日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・「新庁舎の位置「候補地」の検討」について説明
	2月9日	第16回 研究委員会 ・新庁舎位置(候補地)の検討
	2月13日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・「新庁舎の位置「候補地」の検討」について説明
	3月22日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・「新庁舎整備スケジュール」についての説明 ・「兵庫県神戸市地域防災関係施設の視察」について報告
18 年 度	4月17日	第17回 研究委員会 ・新庁舎の検討状況について検討
	4月19日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・「新庁舎整備の検討状況について－中間のまとめ(3)－」を説明
	5月10日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・「新庁舎整備の検討のまとめ－整備方針(素案)－」を説明
	5月15日	○ 議員協議会 ・「新庁舎整備の検討のまとめ－整備方針(素案)－」を説明
	6月14日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・南池袋二丁目地区市街地再開発準備組合加入について報告
	7月4日	第18回 研究委員会 ・南池袋二丁目地区都市計画スケジュールの検討 ・南池袋二丁目市街地再開発事業の検討
	7月13日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・新庁舎整備方針(素案)区民説明会等実施状況について説明

18 年度	7月14日	○ 議員協議会 ・新庁舎整備方針(素案) 区民説明会等実施状況について説明
	9月13日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・新庁舎整備方針(素案)におけるパブリックコメントの実施結果について説明
	9月14日	○ 議員協議会 ・新庁舎整備方針(素案)におけるパブリックコメントの実施結果について説明
	11月10日	第19回 研究委員会 ・整備方針(案)の作成に向けた課題の整理
	11月14日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・新庁舎整備の検討状況(南池袋二丁目地区市街地再開発予定敷地)について説明
	11月15日	○ 議員協議会 ・新庁舎整備の検討状況(南池袋二丁目地区市街地再開発予定敷地)について説明
	12月28日	第20回 研究委員会 ・南池袋二丁目地区市街地再開発予定敷地の状況 ・検討部会の進捗状況 ・整備方針(案)の検討 ・来庁者アンケート及び庁内調査(窓口・執務環境等)の実施
	1月12日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・新庁舎整備の検討状況について説明
	1月15日	○ 議員協議会 ・新庁舎整備の検討状況について説明
	2月28日	第21回 研究委員会 ・南池袋二丁目地区市街地再開発予定敷地の状況 ・南池袋二丁目地区市街地再開発事業の検討 ・来庁者アンケートの実施概要
	3月19日	第22回 研究委員会 ・各検討部会の報告 ・平成8年度豊島区新庁舎・新公会堂建設工事実施設計の検証
	3月23日	○ 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会 ・「平成8年度豊島区新庁舎・新公会堂建設工事実施設計」の検証について説明 ・来庁者アンケート等の実施概要について説明
	3月26日	○ 議員協議会 ・「平成8年度豊島区新庁舎・新公会堂建設工事実施設計」の検証について説明 ・来庁者アンケート等の実施概要について説明
19 年度	5月30日	第23回 研究委員会 ・南池袋二丁目地区市街地再開発事業の検討
	7月11日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・「新庁舎整備の検討のまとめー整備方針(素案)ー」を説明
	9月5日	第24回 研究委員会 ・新庁舎の建物構成の検討
	9月13日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・新庁舎の建物構成について説明 ・新庁舎における窓口サービスの新たな展開について説明
20 年度	4月15日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・新庁舎整備に向けた平成20年度の取組み内容について説明
	5月8日	第25回 研究委員会 ・「新庁舎整備の検討のまとめー整備方針(案)ー」の検討
	5月15日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・「新庁舎整備の検討のまとめー整備方針(案)ー」を説明
	7月15日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・新庁舎整備方針(案)の区民説明会等実施状況について説明
	9月9日	第26回 研究委員会 ・「新庁舎整備の検討のまとめー整備方針ー」の検討

20 年度	9月17日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・新庁舎整備方針(案)のパブリックコメントの実施結果について説明 ・新庁舎整備のまとめー整備方針ーについて説明	
	11月14日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・南池袋二丁目地区市街地再開発事業 事業概要説明会・計画概要について説明	
	1月15日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・南池袋二丁目A地区市街地再開発事業等の都市計画手続きについて説明	
	11月26日	第1回 区民ワークショップ ・区民ワークショップの設置・運営等	
	12月24日	第2回 区民ワークショップ ・区の窓口等の現状・他自治体(千代田区)視察	
	1月28日	第3回 区民ワークショップ(グループ討議) ・利便性の高い窓口サービス、ITを活用した区民サービスの検討①	
	2月26日	第4回 区民ワークショップ(グループ討議) ・利便性の高い窓口サービス、ITを活用した区民サービスの検討②	
	3月11日	第5回 区民ワークショップ(グループ討議) ・多目的スペースの活用方策、ITを活用して庁舎外で受けられる区民サービスの検討	
21 年度	4月9日	第6回 区民ワークショップ ・提案書(案)のとりまとめ	
	5月15日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・南池袋二丁目A地区市街地再開発事業 参加組合予定者等を説明 ・庁舎サービス等検討区民ワークショップからの提案について説明	
	9月2日	第27回 研究委員会	・「新庁舎整備基本計画(案)」の検討
	9月15日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・「新庁舎整備基本計画(案)」を説明	
	11月6日	第28回 研究委員会	・「新庁舎整備基本計画」の検討
	11月13日	○ 豊島副都心開発調査特別委員会 ・新庁舎整備基本計画(案)のパブリックコメントの実施結果について説明 ・新庁舎整備基本計画について説明	

《担当》

豊島区施設管理部庁舎建設室

〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1

TEL 03(3981)1186

FAX 03(3981)7054

E-mail ; A0011708@city.toshima.lg.jp